



1 サービス要件 - SMA SMART CONNECT

第1条 対象となるSMA製品

「SMA Smart Connect」サービス（以下、「Smart Connect」という）は、Webconnect機能、Sunny Home Manager 2.0（HM-20）若しくはData Manager Mを介してインターネットに接続され、SMA Sunny Portal（以下、「Sunny Portal」という。www.sunnyportal.com）で登録されており、Smart Connectが有効になっている場合に、以下の製品型式のSMA製品にのみ適用されます。

（2024年2月21日現在）

- EVC7.4-1AC-10 / EVC22-3AC-10 / EVC22-3AC-20
- SB1.5-1VL-40 / SB2.0-1VL-40 / SB2.5-1VL-40
- SB3.0-1AV-40 / SB3.6-1AV-40 / SB4.0-1AV-40 / SB5.0-1AV-40
- SB3.0-1AV-41 / SB3.6-1AV-41 / SB4.0-1AV-41 / SB5.0-1AV-41 / SB6.0-1AV-41
- SB5.5-LV-JP-41
- SB3.0-1SP-US-40 / SB3.8-1SP-US-40 / SB5.0-1SP-US-40 / SB6.0-1SP-US-40 / SB7.0-1SP-US-40 / SB7.7-1SP-US-40
- SB3.0-1SP-US-41 / SB3.8-1SP-US-41 / SB5.0-1SP-US-41 / SB6.0-1SP-US-41 / SB7.0-1SP-US-41 / SB7.7-1SP-US-41
- SBS3.7-10 / SBS5.0-10 / SBS6.0-10
- SBS3.8-US-10 / SBS5.0-US-10 / SBS6.0-US-10
- SBSE3.6-50 / SBSE4.0-50 / SBSE5.0-50 / SBSE6.0-50
- SBSE3.8-US-50 / SBSE4.8-US-50 / SBSE5.8-US-50 / SBSE7.7-US-50
- SBSE8.0-50 / SBSE9.9-50
- SBSE9.6-US-50 / SBSE11.5-US-50
- STP 15000TL-30 / STP 20000TL-30 / STP 25000TL-30
- STP 12000TL-US-10 / STP 15000TL-US-10 / STP 20000TL-US-10 / STP 24000TL-US-10 / STP 30000TL-US-10
- STP3.0-3AV-40 / STP4.0-3AV-40 / STP5.0-3AV-40 / STP6.0-3AV-40 / STP8.0-3AV-40 / STP10.0-3AV-40
- STP 50-40 / STP 50-US-40 / STP 50-JP-40
- STP 33-US-41 / STP 50-US-41 / STP 62-US-41
- STP 110-60
- STP 125-70
- STP 12-50 / STP 15-50 / STP 20-50 / STP 25-50
- STP 20-US-50 / STP 25-US-50 / STP 30-US-50
- STPS30-20-V1 / STPS50-20-V1
- SHP 100-20 / SHP 150-20 / SHP 125-US-20 / SHP 150-US-20

第2条 法律上の保証責任を制限しない事について

「SMART CONNECT」は、製品の売主に適用される法律上の保証責任及びこれに対応する購入者の法律上の保証権利に影響しません。

第3条 サービスプロバイダー

サービスプロバイダーはSMA Solar Technology AG（以下、「SMA」という）です。

第4条 サービスの受領者

「SMART CONNECT」は (i) 自身でSMA製品を購入し、初めて運転し、系統連系太陽光発電システムのコンポーネントとして使用している購入者、(ii) 法律に則って装置を取得し、初めてシステムを所有した事業者又はその後に引き継いだ太陽光発電システム事業者から変更を加えておらず、系統連系システムのコンポーネントとして使用している購入者にのみ適用されます。上記に該当しない者による、「SMART CONNECT」に起因又は関連するSMAへの請求は認められないものとします。また、この請求についてSMA製太陽光発電システム事業者ではない者に譲渡することもできないものとします。

第5条 適用の地理的範囲

「SMART CONNECT」サービスは次の国に設置される系統連系太陽光発電システムに取り付けられているSMA製品に適用されます。

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、フランス、ドイツ、英国、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、マレーシア、メキシコ、オランダ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トルコ、アメリカ合衆国、ベトナム。これらの国が領土とする海外諸島・地域並びにここに明記されていないその他の国は「SMART CONNECT」の地理的範囲適用外とします。

第6条 要件

SMART CONNECTサービスの適用範囲は、SMA製品の保証状況に応じて異なります（SMA保証期間内又は外か）。

1. SMA保証期間内の場合：

「SMART CONNECT」の一部として、第6条に定められる期間、以下の条件及びSMAの個人情報保護方針に従い、SMAはサービス受領者が所有するSMA製品を搭載したシステムの運転状態を監視し、SMA製品が「Sunny Portal」に送信するシステムデータを限られた期間記録・保存します。監視の過程で、SMAが装置のエラーとして分類する正常状態からの逸脱が検出された場合、SMAは不具合のない運転に復帰するため、SMAメーカー保証若しくはサービス受領者が購入したSMA延長保証に従い、SMAは転送データをベースにSMA製品の交換又は修理をするかについて判断するものとします。

2種類のエラーパターン（分類1のエラーパターンと分類2のエラーパターン）で、対応は異なります。

分類1のエラーパターン（自動不具合診断によりSMA製品の不具合がすでに発見されている）の場合、SMA製品の交換又は修理が自動で発動されます。追加の説明は必要とされません。サービスハードウェア（例えば、SMA製品の交換用装置又はSMA製品の交換部品）の配送は、SMAメーカー保証又はサービス受領者が購入したSMA延長保証に従い予定が組まれます。

分類2のエラーパターン（要不具合診断）の場合、エラーがSMA製品に起因していない可能性があるため、SMA製品の状態の解析が必要です。サービスハードウェアを配送する前に、エラーの原因を解析しなければなりません。SMA製品がエラーの原因となっている場合、SMAはSMAメーカー保証又はサービス受領者が購入したSMA延長保証に従いサービスハードウェアを配送する予定を組みます。

サービスハードウェアの配送があった場合、Sunny Portalに入力されているサービス受領者のメールアドレス宛に配送のお知らせが届きます。サービスハードウェアは、サービス受領者がSunny Portalに入力した配送先住所に配送されます。配送先住所は第5条に記載する地理的範囲内に位置している必要があります。加えて、オプションとして、登録時にSunny Portalで（電子メールアドレスと共に）入力された設置者も、メールの受領者として登録されている場合はサービスハードウェアの配送について電子メールによる通知を受けることができます。

2. SMA保証期間外の場合 :

分類1のエラーパターン（自動不具合診断によりSMA製品の不具合がすでに発見されている）の場合、サービス受領者と、該当する場合は設置者が、SMA製品の不具合についてメールで通知を受けます。必要となるサービスハードウェアに関する通知があるかは、SMAオンラインショップが対象となる地理的範囲内にあるか（第5条を参照）、また設置者がそこに登録しているかに応じて異なります。これらの要件が満たされている場合は、必要となるサービスハードウェアが設置者のショッピングカートに自動的に追加されます。続いて、設置者はSMAオンラインショップの諸条件に準じた料金でサービス受領者にサービスハードウェアを発注してあげられます。設置者の国にSMAオンラインショップがないか、又はSMAオンラインショップで必要なサービスハードウェアを入手できない場合、その必要なサービスハードウェアに対して法的拘束力のあるオファーにかかる請求がサービス受領者、そして該当する場合は併せてSunny Portalに保存されている設置者のメールアドレス宛てに送られます。この請求の受付は、設置者のみが可能です。そのため、サービス受領者はこの請求を設置者に転送していただいて構いません。

分類2のエラーパターン（要不具合診断）の場合、エラーがSMA製品に起因していない可能性があるため、SMA製品の状態の解析が必要です。こうしたエラーが発生した場合には、SMAから登録メールアドレス宛にご連絡差し上げますが、不具合診断の実施はいたしません。エラーがSMA製品によるものだと判明した場合には、設置者は交換装置の通常の各種注文オプションから必要な対応をお選びいただけます。

3. SMAは、サービスハードウェアが訓練を受けた設置担当者（設置者）によってのみ装着、設置可能であることを明示しています。担当者に必要な専門知識が万一不足している場合、製品や生命、四肢への危険が及ぶおそれがあります。

第7条 有効期間及び終了に関する通知

4. SMART CONNECTサービスの有効期間は、SMA製品の保証状況に応じて異なります。

SMA保証期間内の場合（第6条(1)を参照）、本サービスの有効期間は、SMAメーカー保証の有効期間が適用されます。サービス受領者がSunny PortalでSMART CONNECTを無効にしておらず、またSMAが第5条に従いSMART CONNECTを提供していることを条件に、SMA延長保証が契約されている場合、SMART CONNECTの有効期間は常にSMA延長保証の期間に対応して延長されます。

SMA保証期間外の場合（第6条(2)を参照）、サービス受領者はSunny PortalでいつでもSMA製品にSMART CONNECTを有効にできます。若しくは、サービス受領者のSMA保証の有効期間が満了しており、SMART CONNECTが終了していない場合は、自動的に継続されます。
5. SMART CONNECTの有効期間は、Sunny PortalでSMA製品をご登録後、登録手続き中若しくは後でご登録なさる際にSMART CONNECTサービスの利用を選択すると開始します。SMART CONNECTは、一旦有効にすると、サービス受領者若しくはSMAがSMART CONNECTを終了するまで自動的に継続されます。サービス受領者はSunny PortalでSMART CONNECTを無効にできます。SMART CONNECTを終了すると、無効化されます。サービス受領者がSMART CONNECTを無効にした後は、SMAの独自の裁量において、SMART CONNECTの利用再開を許可できるものとします。
6. SMAは、3か月の予告期間をもって、各暦年の年末にSMART CONNECTを終了できるものとします。終了は必ず書面で行われるものとします。

第8条 新しい太陽光発電システム事業者への系統連系太陽光発電システムの譲渡

サービス受領者がSunny Portalに登録するSMA製品を搭載した系統連系太陽光発電システムを新しい太陽光発電システム事業者に売却する場合、サービス受領者はSMART CONNECTの登録をSunny Portalで解除する義務を負い、解除することにより、SMAとの契約をキャンセルすることになります。太陽光発電システム取得後、新しい太陽光発電システム事業者は登録手続き時、又は後の日に別途の手続きでSunny PortalでSMART CONNECTを選択して登録することが可能です。

第9条 サービス受領者の協力義務

7. SMART CONNECTの一環として、サービス受領者は以下のことについて協力するものとします。

- Sunny Portalで（利用規約への同意を含む）系統連系システム/ SMA製品を登録し、登録手続き時、又は後の日に別途の手続きでSMART CONNECTを選択すること
 - Sunny Portalに連絡担当者全員の正確で信頼できる情報を入力すること
 - Sunny Portalに設置者のメールアドレスを登録すること
 - 設置者のSMAお客様番号を該当の欄に入力すること
 - データに変更があった場合には、登録手続き時に要求された通り、10日以内にSunny Portalですべてのデータ（特に、メールアドレス、電話番号、配送先住所を含みますが、これらに限られません）を更新すること
 - サービスハードウェア配送の際には、自動で表示されるReplacement Assistantを介してSunny Portalで速やかに製造番号を登録し、更新すること
 - Sunny Portalに中断することなく接続を保証すること
 - 所定の配送期間内に配送を受け入れることに同意すること
 - 交換部品を交換する場合、交換日の調整に積極的に協力すること
8. サービス受領者が、SMAにより書面にて設定される期日を超えて一部または全部を問わず協力義務の不履行が続く場合、SMAは直ちにSMART CONNECTを終了することができるものとします。サービス受領者が配送を受け付けないために初回配送が完了しない場合、SMA又は係るサードパーティはその後にもう一度だけ配送を試みるものとします。サービスハードウェアはその後SMAに返却されます。これ以降の配送については、サービス受領者から要求があった場合に相談の上行われるものとします。Sunny Portalに登録されている情報に誤りがある又は古くて正しくないために配送が完了しなかった場合は、その費用をお客様に請求いたします。
9. 輸送費用に関しては、SMAに返却された後に行われる配送に発生する輸送費用の一切をサービス受領者に請求できるものとします。

第10条 SMART CONNECTのサービス要件の変更及びSMAによる契約当事者の変更

10. SMAは、SMAの利害に鑑みて変更が必要で且つサービス受領者に対し不当又は不公平に不利な条件となる場合に限り、法的又は事実に即した事由により必要とされる場合には、SMART CONNECTに関するサービス要件をいつでも変更できる権利を留保します。特に、SMAは、影響を及ぼさない不測の変更により必要な範囲において、契約が締結されたときに存在した契約関係の平衡を取り戻すため、SMART CONNECTのサービス要件に変更を加えることができるものとしますが、これに限るものではありません。契約関係の平衡を取り戻すため契約の調整が必要な不測の変更は、特に提供されるサービスの技術的革新やSMAが必要に応じて事前に受けるサービスを提供するサードパーティのサービス内容の変更により生じる場合があります。さらに、SMART CONNECTの本サービス要件は、契約締結後に生じる抜け穴を埋めるために必要な範囲で修正可能なものとします。SMAは、SMART CONNECTのサービス要件に対する変更について、効力を生じる前に、サービス受領者に適時に通知します。サービス受領者が2週間以内に異議を唱えない場合には、その変更は有効になります。SMAは、これらの変更を通知することで、サービス受領者には異議を申し立てる権利があること、及びこれを行使しない場合の結果についてサービス受領者に知らせるものとします。
11. SMAはSMART CONNECTから生じる権利及び／又は義務の一部又はすべてをSMAのグループ会社に譲渡する権利を有します。SMAは、効力が生じる前に適時にサービス受領者に対して譲渡の通知を行うものとします。サービス受領者は、Sunny PortalでSMART CONNECTの選択を解除することでSMART CONNECTを直ちに終了（無効に）することができます。

第11条 新型コロナウイルス感染症（Covid 19）に関する影響について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により、SMAは物流の込み合いや配送変更、各当局が実施する制限や対策により発生する遅延を合理的に予見、防止、克服、回避、緩和することはできません。

第12条 適用範囲

SMART CONNECTの本サービス要件に記載される権利は、当該SMART CONNECTに応じたサービス受領者の権利を最終的に示すものです。それ以外の請求、すなわちSMA製品の欠陥に起因する直接的又は間接的な損害の賠償請求、分解又は設置及び欠陥のあるSMA製品へのアクセスから生じる費用の賠償請求、若しくは電力生産又は利益の喪失、又はそのすべてを含むが、これらに限定されないその他の請求は、SMART CONNECTの保証対象外です。ここに記載されるサービスは、監視時に検出される逸脱にのみ適用されるものとします。SMAは監視中に正常状態からの逸脱がすべて検出されることは保証するものではありません。

SMAは、履行不能又は遅延について、これがSMAの責任ではなく、不可抗力若しくはその他契約締結時に予見できない事象（例えば、あらゆる運用の中止、ストライキ、合法な工場閉鎖、従業員・エネルギー・原材料の不足（燃料の不足を含む）、戦時体制、戦争、封鎖、疫病又は感染症の流行、輸出入の禁止、火災、交通規制）により引き起こされている限り一切責任を負いません。上記に網羅的に列挙されていない事象で、SMAにとって納品を実質的困難又は不可能にするものであり、当該障害が一時的ではない限りにおいて、SMAはSMART CONNECTを取りやめる、又は終了する権利を有するものとします。一時的な障害が発生している場合、障害が発生している期間に適切な起動期間を加えた期間に応じて、配送時期を延長する又は配送日を延期するものとします。遅延により、SMART CONNECTのサービス履行がサービス受領者にとって合理的ではない場合、サービス受領者は、Sunny PortalでSMART CONNECTの選択を解除することで、直ちにSMART CONNECTを終了することができます。

第13条 準拠法および管轄裁判所

12. SMART CONNECTから又はこれに関連して生じるすべての請求には、国連国際物品売買条約（CISG）を除き、ドイツの法律が適用されます。但し、EC 593/2008の第6条に定義される消費者については、SMAが次の条件を満たす場合に限ります。 (i) その消費者の居住する国で、商業的又は専門的活動を行っていること、又は (ii) 方法の如何を問わず、その国若しくはその国を含む諸外国で上述の活動を行っていること、且つ (iii) 本契約が上述の活動範疇に含まれ、本契約に規定されるドイツ法の適用が、当該消費者が常居地をおく国の法律に基づく合意によって制限されない条件により、消費者の保護される権利を奪うことにならないこと。
13. SMART CONNECTから（又はこれに関連して）生じるすべての争議の専属的管轄裁判地はドイツ、カッセルとするものとします。但し、サービス受領者が、ドイツ商法における商人、公法における特別基金、又は公法により規律される者であることを条件とします。
14. サービス受領者が消費者であり、その居住地又は常居所が欧州連合内又は欧州経済地域に関する協定の当事者である国内にある場合、SMAは主に、ドイツ調停センターの一般消費調停機関における争議調停手順に従うことを選好するものとします。ドイツ調停センター一般消費調停機関（Allgemeine Verbraucherschlichtungsstelle des Zentrums für Schlichtung e.V.）所在地： Straßburger Str. 8, 77694 Kehl。

詳細については、当社ウェブサイトwww.SMA-Solar.comの「サービス」セクションをご覧ください。